

○茨城県養蜂振興法施行細則

昭和31年2月20日
茨城県規則第18号

〔茨城県養ほう振興法施行細則〕を次のように定める。

茨城県養蜂振興法施行細則
(平25規則54・改称)

(趣旨)

第1条 養蜂振興法(昭和30年法律第180号。以下「法」という。)の施行については、法、養蜂振興法施行規則(昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(昭51規則82・平21規則36・平25規則54・一部改正)

(届出書の様式)

第2条 法第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、蜜蜂飼育届(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の蜜蜂飼育届による届出事項に変更があつたときは蜜蜂飼育変更届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(平25規則54・一部改正)

(転飼許可申請書の提出)

第3条 法第4条第1項の規定に基づき転飼しようとする者は、蜜蜂転飼許可申請書(様式第3号)に、転飼場所の土地所有者の蜂場貸与承諾書及び当該転飼場所付近の見取図を添えて知事に提出しなければならない。

(昭51規則82・平25規則54・一部改正)

(身分証明書)

第4条 法第9条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)によるものとする。

(平25規則54・全改)

(書類の経由)

第5条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、蜜蜂転飼許可申請書を除き所轄農林事務所長を経由するものとする。

(昭42規則61・昭51規則82・平21規則36・平25規則54・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第36号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

(昭51規則82・平21規則36・平25規則54・令2規則 一部改正)

蜜蜂飼育届			
年 月 日			
茨城県知事 殿			
		現住所	
		電話番号	
		氏名又は名称及 び代表者氏名	
養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況			
	飼育場所	飼育蜂群数	
2 年蜜蜂飼育計画			
	飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
			1月1日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から12月31日まで
注意 (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入のこと。			
(2) 飼育場所は字、番地まで記入のこと。			

様式第2号(第2条第2項関係)

(昭51規則82・平21規則36・平25規則54・令2規則 一部改正)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日
茨城県知事 殿

	現住所		
	電話番号		
	氏名又は名称及び代表者氏名		

養蜂振興法第3条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

		飼育場所	飼育蜂群数
	変更前		
	変更後		

2 年蜜蜂飼育計画

	飼育場所	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間
	変更前		
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 12月31日まで
変更後			1月1日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 12月31日まで

注意 (1) 飼育計画は1月1日12月31日までについて記入のこと。

(2) 飼育場所は字、番地まで記入のこと。

様式第3号(第3条関係)

(昭51規則82・平21規則36・平25規則54・令2規則・一部改正)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

	現住所	
	連絡先	
	電話番号	
	氏名又は名称及び代表者氏名	

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

飼育しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注意 転飼しようとする場所は字，番地まで記入すること。

様式第4号(第4条関係)

(平25規則54・全改)

(表)		
-----	--	--

第 号		6センチメートル	
書	身分証明	写真	
	所属 職名 氏名		
年 月 日生	縦3センチメートル 横2.5センチメートル		
<p>上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨城県知事 印</p>			
8センチメートル			

(裏)	
養蜂振興法(抜粋)	
(報告及び立入検査)	
<p>第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
(罰則)	
<p>第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p>	